

令和元年6月3日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03429

研究課題名（和文）ドイツ契約法の現代の変容と日本法

研究課題名（英文）The Modern Changes of German Contract Law and the Japanese Law

研究代表者

中田 邦博（Nakata, Kunihiro）

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：00222414

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：研究計画に従い、ドイツ契約法の現代化の変容過程を分析し、そのために必要な文献を継続的に収集した。とりわけ、EUの消費者権利指令のドイツ国内法化のプロセスにおけるドイツ契約法の変容について分析する文献を収集したうえで、これらに基づいてその特徴を分析した。さらに、ドイツの不正競争防止法の展開とその契約法への影響を解明する作業を行った。これらを踏まえて日本法の契約法への影響を検討した。それに関する論文をすでに公表した。将来、これらの成果の一部については『ヨーロッパ私法の現代の変容と日本法』と題する本として刊行することを計画している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツの契約法に焦点を合わせて様々な成果を継続的に公表してきた。これらは日本法の分析の前提としての意義を有している。とりわけ、中田邦博＝鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集団的権利保護』では、とくに本研究の対象とされていた契約自由の実質化についての成果が収録されており、今後の分析に重要な視点を提供している。また、広告規制に関係する学会報告や業績も同様である。また民法改正に関する研究成果は『新・プリメール民法』の内容にも反映されている。

研究成果の概要（英文）：In accordance with the plan of our project, we have researched on the meaning and effects of the modern changes of German Contract Law und have collected the necessary literature for this. We have especially collected literature on and examined the changes of German Contract Law through the implementation of the EU Consumer Rights Directive in Germany. We have also examined the development of the German Unfair Completion Law and its influence on Contract Law. Further, we have conducted a comparative analysis on the influence of these developments on Japanese Contract Law. Part of our research results has already been published in papers, and we will publish a larger part of the results in the form of a book titled “The Modern Changes of European Private Law and Japanese Law” in the near future.

研究分野：民法

キーワード：民法 契約法 消費者法 ドイツ法 EU法 ヨーロッパ法 私法

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

#### 1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とするドイツ契約法は、国内の問題のみならず、電子商取引などグローバル化したEU市場の要請にも応えることが求められている。EUは、域内市場を形成するため様々な処置をとり、各加盟国の市場や法規制はそれに対応しなければならない。ドイツ法は、他の加盟国と同様に、EU法の進展によって大きな影響を受けてきた。近時のEU法レベルでの平準化作業は、各国法の私法的側面にインパクトを与えている。とりわけ、不公正取引方法指令は該当の分野での規制の完全平準化という目標を追求し、その国内法化の作業は各国の私法（民法）の中に統一化された規律（強行法規）を置くことを求めている。他方で、EU私法の各国契約法へのこうした浸透現象は契約法の問題に新たな問題を提起している。すでに、ドイツ契約法は、2002年の債務法の現代化によってその新たな姿を獲得したが、新たな展開による契約法の現代化の過程については、それを跡づける研究が十分でなく、EU私法の動向を踏まえて検討を行う必要があった。

#### 2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツ契約法の現代的な変容過程を分析し、日本法への示唆を得ることにある。ドイツ契約法は、世界的動向およびEU法の影響を受けつつも、独自の教義学的伝統の下で新たな展開を見せている。とりわけ、ドイツ民法が、2002年の債務法の現代化で消費者契約法を組み入れる統合モデルを採用したことは、特徴的である。それは消費者法の要請を契約法の中に取り込んでいることを意味する。本研究は、債務法の改正から現在に至るまでのドイツ契約法の内在的展開を分析したうえで、比較法的な手法を用いて「あるべき契約法の姿」を探ることを目的とするものである。本研究は、契約法の原理を再検討する基礎的研究となることを意図している。こうした作業は、わが国の民法・契約法の現代化にとっても重要な意味を持つものとなると考えている。

#### 3. 研究の方法

①ドイツでの契約法の現代化プロセス（債務法改正の意義とその後の評価）の分析。②その際、検討領域として消費者法の私法化現象に焦点をあわせ、また市場法・競争法（不正競争防止法）との関係にも注目する。③これらの規制のあり方の分析に際しては、「実体法」的側面のみならず、「手続法」的な側面にも留意する。④全体の作業は、各国の研究者や、連携研究者との協力の下、中田がそれを総括する。⑤海外の研究者とのネットワークの強化に努め、海外調査や海外研究者の招聘を行い、内外の研究者と積極的に交流する。⑥定期的に研究会やセミナーを開催し、国内外の学会等に参加し、積極的な情報発信・収集に努める。また外国で日本法に関する講演や報告を行うことを計画している。

#### 4. 研究成果

当初の計画に沿って作業を行った。具体的には、第1にドイツ債務法の現代化現象の分析作業を継続した。第2に、ドイツ契約法と消費者法との関係、とりわけ、私法の原理レベルでの私法的規制を正当化する根拠の検討とその具体的な内容分析を試みた。ドイツ・フンボルト大学のゲルハルト・ヴァーグナー教授の研究作業を分析し、契約法における強行的規定の意味を検討した。それに関係して消費者契約法の意味を再検討する作業を進行させた。第3に、ドイツの契約法現代的展開をヨーロッパ的な視点から検討する作業を継続した。とりわけ、ハイン・ケッツ教授と面談し、同教授が出版されたヨーロッパ契約法（第2版）の翻訳について依頼を受け、その作業の進行に関する具体的な計画を立てることができた。第4に、国際比較法学会、ヨーロッパ法協会、東アジア国際民事法シン

ポジュウムなど、海外の学会や会合に参加し、日本法からの発信をする機会を持つことができた。第5に、ドイツ法、EU法の調査に関しては、夏期および冬期にマックス・プランク外国私法・国際私法研究所を拠点とし、ドイツおよびヨーロッパ各国の研究者との人的ネットワークを利用し、契約法に関する情報の収集および比較法的な検討作業を行った。EU私法の展開の中でこうしたドイツ法の動きを分析することがきわめて重要であるとの認識を得た。本研究期間において、定期的に研究会を開催し、また外国の研究者とのセミナーを行い、多様なかたちでの情報交換が可能となり、ネットワークを形成することができたことも重要な成果の一つである。具体的な研究成果としては、後掲するような形で、ドイツ契約法およびヨーロッパ私法・契約法に関する成果や翻訳作業を公表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 25 件)

- ①高嶋英弘、ICT を活用した教育改善モデルの紹介、私立大学情報教育協会、JUCE Journal2018年度 No.4、2019、24-36、査読なし
- ②中田邦博、建物の敷地の欠陥と敷地貸借権の契約不適合 (No. 54)、有斐閣、別冊ジュリスト 238、2018、110-111、査読なし
- ③高嶋英弘、貸借家屋明渡債務と敷金返還債務の同時履行、有斐閣、別冊ジュリスト 238、2018、132-133、査読なし
- ④中田邦博、共著・白熱！教員討論 (第 24 回インターカレッジ民法討論会)、日本評論社、法学セミナー63 巻 7 号、2018、53-59、査読なし
- ⑤中田邦博、報告⑥広告規制の比較的検討、民事法研究会、消費者法9号、2017、31-36、査読なし
- ⑥中田邦博、[参考資料]広告規制の比較法マトリックス、民事法研究会、消費者法 9 号、2017、40-46、査読なし
- ⑦中田邦博、消費者法の視点からみた日本の売買法と民法改正 (日本語)、信山社、民法研究第 2 集、2017、5-17、査読なし
- ⑧中田邦博、消費者法の視点からみた日本の売買法と民法改正 (中国語)、信山社、民法研究第 2 集、2017、85-92、査読なし
- ⑨中田邦博、消費者法の視点からみた日本の売買法と民法改正 (韓国語)、信山社、民法研究第 2 集、2017、137-145、査読なし
- ⑩中田邦博、122・予備校の虚偽広告と受験生からの慰謝料請求等、松本恒雄、後藤巻則編、商事法務、消費者法判例インデックス、2017、244-245、査読なし
- ⑪中田邦博、123・マンションの青田売り広告を掲載した新聞社の責任、松本恒雄、後藤巻則編、商事法務、消費者法判例インデックス、2017、246-247、査読なし
- ⑫高嶋英弘、パチンコ攻略法を使った打ち子募集広告と広告代理店の責任、松本恒雄、後藤巻則編、商事法務、消費者法判例インデックス、2017、248-249、査読なし
- ⑬高嶋英弘、詐欺的商法の広告に出演した芸能人の責任、松本恒雄、後藤巻則編、商事法務、消費者法判例インデックス、2017、250-271、査読なし
- ⑭高嶋英弘、医療契約の特質及び構造と消費者保護、中田邦博、鹿野菜穂子編、龍谷大学国際社会文化研究所叢書、消費者法の現代化と集団的権利保護、2016、51-64、査読なし
- ⑮高嶋英弘、デート商法に基づく投資用不動産の購入と融資銀行の責任 (東京高判平 27・5・26)、民事法研究会、現代消費者法 34 号、2016、110-117、査読なし
- ⑯中田邦博、ドイツにおける広告規制と消費者——2015 年 UWG 改正を踏まえて、民事法研究会、現代消費者法 32 号、2016、48-55、査読なし
- ⑰中田邦博、ヨーロッパ (EU) 私法の平準化——ヨーロッパ民法典の可能性 (一部韓国語)、全南大学校法学研究所、法学論叢 36 巻 1 号、2016、7-34、査読なし
- ⑱中田邦博、ヨーロッパ (EU) 私法の平準化——ヨーロッパ民法典の可能性、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、3-28、査読なし
- ⑲中田邦博、馬場圭太、欧州委員会におけるヨーロッパ契約法共通化への取り組み——ディルク・シュタウデンマイヤー氏へのインタビュー、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、65-72、査読なし

- ⑳中田邦博訳、オリバー・レミー、強行法、基本的自由、ヨーロッパ契約法、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、73-98、査読なし
- ㉑中田邦博、寺川永、右近潤一、カライスコス・アントニオス監修、ドイツ債務法現代化の経験——日本民法改正への示唆を得るために、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、221-275、査読なし
- ㉒中田邦博訳、マテオ・フォルナゼーア、強行的契約法による契約自由の実質化、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、277-301、査読なし
- ㉓中田邦博、寺川永訳、ドイツ民法典における契約各則の現代的意義——法概念と市場の失敗を架橋する契約各則、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、303-318、査読なし
- ㉔中田邦博、馬場圭太、パリ商工会議所におけるヨーロッパ私法の共通化への対応——アンヌ・ウタン-アダン氏へのインタビュー、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、429-435、査読なし
- ㉕ Kunihiro Nakata、Die Internationalisierung des Vertragsrechts und das japanische Recht、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、523-539、査読なし

〔学会発表〕(計 5件)

- ①中田邦博、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会の内容について、情報ネットワーク法学会ネット社会法務研究会(招待講演)、2019年
- ②中田邦博、オンラインプラットフォームにおける取引をめぐる消費者問題と法——日本における議論とその方向性について、国立成功大学法律系(招待講演)、2018年
- ③高島英弘、最近の消費者トラブルの現状から被害防止に向けて地域でできること～高齢者の「見守り」を考える～、滋賀県主催消費者講座(招待講演)、2017年
- ④中田邦博、広告規制の比較法的検討、日本消費者法学会、2016年、中央大学
- ⑤中田邦博、Die Bedeutung der Forschung ueber deutsches Zivilrecht in Japan、全南大学国際セミナー(招待講演)、2016年、国立全南大学ロースクール(韓国)

〔図書〕(計 5件)

- ① Kunihiro Nakata、Neuer Wissenschaftlicher Verlag、Vertragsfreiheit und Gleichbehandlung in Japan Zivilrechtliche Grundsätze、2019、全388
- ②中田邦博、鹿野菜穂子、日本評論社、基本講義消費者法第3版、2018、全367
- ③中田邦博、後藤元伸、鹿野菜穂子、法律文化社、新ブリメール民法1民法入門・総則、2018、全348
- ④中田邦博、鹿野菜穂子編、日本評論社、消費者法の現代化と集団的権利保護、2016、全600
- ⑤川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、全541

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

名称：  
 発明者：  
 権利者：  
 種類：  
 番号：  
 出願年：  
 国内外の別：

○取得状況(計 0件)

名称：  
 発明者：  
 権利者：  
 種類：  
 番号：  
 取得年：  
 国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：高畠英弘

ローマ字氏名：TAKASHIMA HIDEHIRO

所属研究機関名：京都産業大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：70216646

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。